

改正	平成22年10月 1 日	平成24年 4 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日	平成25年 8 月 1 日
	平成26年 4 月 1 日	平成27年 4 月 1 日
	平成28年 4 月 1 日	平成29年 7 月 1 日
	2021年 4 月 1 日	2021年10月 1 日
	2022年 4 月 1 日	2023年 3 月 1 日
	2023年 4 月 1 日	2024年 4 月 1 日
	2025年 4 月 1 日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公的資金研究費（以下「研究費」という。）の取扱いに係る不正使用を防止すること、社会的責任を果たすため、日本女子大学（以下「本学」という。）における公的資金研究費の適正な使用の管理運営・監査について定めることを目的とする。

2 研究費に係る経理処理は、文部科学省等から示された規則に従い、事務局、その他関係部署及び当該研究者等が責任をもって行う。

(定義)

第2条 この規程において研究費とは、補助金又は助成金を原資とする研究費をいい、国や独立行政法人から交付される競争的資金、私立大学における私学助成金その他、研究活動のために配分された全ての研究費を指す。

2 この規程において不正使用とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費配分機関（以下「配分機関」という。）のルールに違反した使用をいい、他の用途への使用とは、主として次に掲げることをいう。

- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
- (2) 実体を伴わない出張の旅費を本学に支払わせること。
- (3) 実体を伴わない作業の謝金を本学に支払わせること。

(研究者と職員の責務)

第3条 本学において研究費を用いて研究を行う者並びに研究費の使用及び管理に携わる者（以下「研究者」という。）並びに研究費の支払い等の事務手続を担当する者（以下「職員」という。）は、研究費が社会から負託された資金であることを自覚し、それを研究のために適正に使用及び管理しなければならない。

2 研究者及び職員は、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

第2章 研究費の管理体制

(責任体系の明確化)

第4条 本学に、研究費の管理運営・監査等並びにその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) コンプライアンス推進副責任者

(最高管理責任者)

第5条 大学全体を統括し研究費の管理運営・監査について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、第6条及び第7条に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の管理運営・監査が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するため

に必要な措置を講じ、研究者及び職員の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等の他、様々な啓発活動を定期的に行う。

5 最高管理責任者は、不正防止計画の策定にあたって、あらかじめ理事会に諮り承認を得ることとする。また、その実施状況や効果等について理事会で報告し意見を求める。

6 最高管理責任者は、研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実体と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理運営・監査について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が選任する1名の副学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、不正防止計画等大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 大学の各学部、各研究科、各附属機関及び事務局において研究費の管理運営・監査について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、学部長、通信教育部長、研究科委員長、各附属機関の長及び事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の研究者及び職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を実施する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、学科長及び専攻主任をコンプライアンス推進副責任者に任命することができる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究費に係る事務)

第9条 事務局は、研究者の申請に基づく研究費の執行に係る事務手続を行う。

2 研究費の執行に係る事務処理体制は、以下のとおりとする。

(1) 執行内容確認及び執行手続は、学務部研究支援課及び通信教育・生涯学習事務部通信教育課が行う。

(2) 物品の契約、備品登録は、管理部施設課が行う。

(3) 図書及び資料の登録は、図書館事務部図書館課が行う。

(4) 物品の検収は、財務部検収室が行う。

(5) 支払証憑の確認は、財務部経理課及び学務部研究支援課が行う。

(6) 支払手続は、財務部経理課が行う。

(7) 雇用及び給与に関する手続は、総務部人事課が行う。

(8) 出張手続及び旅費の計算は、総務部人事課が行う。

3 事務局は、研究費が適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて改善策を講じ、当該研究費に係る研究者に対して指示をする。

(研究費の執行等に関する相談窓口)

第10条 研究費の執行に係る事務手続及び使用ルール等に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口を、学務部研究支援課及び通信教育・生涯学習事務部通信教育課に置く。

(取引業者への対応)

第11条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

- 2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、原則として取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、本学に通報すること。
- 3 不正な取引に関与した業者については、備品等調達管理細則に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

第3章 管理運営・監査委員会及び不正防止計画推進部署

(管理運営・監査委員会)

第12条 研究費の取扱いに係る管理運営・監査委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 学長が選任する1名の副学長
- (3) 学部長、通信教育部長
- (4) 学長が選任する1名の研究科委員長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部長、財務部長、管理部長、学務部長、通信教育・生涯学習事務部長
- (7) 学長が必要と認めた者（本学顧問弁護士等）

- 3 内部監査室長は管理委員会に必要に応じて出席することができる。

(管理委員長)

第13条 管理委員会に研究費の運営管理等の統括を行うため委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(管理委員会の運営)

第14条 管理委員会は、委員長が招集する。

- 2 管理委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 管理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上により決する。
- 4 当該不正使用等に利害関係を有する委員は審議に加わることができない。
- 5 管理委員会の運営事務局は学務部とし、管理委員会からの指示により必要となる資料等を作成し提示する。

(管理委員会の任務)

第15条 管理委員会は、次に掲げる事項を行い、研究費の使用が適正に行われるよう、運営管理に努める。

- (1) 研究費の不正使用防止のための研究者及び職員に対する周知、研修及び教育等の企画及び実施に関すること。
- (2) 研究者及び職員の不正使用に係る調査に関すること。
- (3) 研究費の適正な運営管理に関すること。
- (4) 研究者及び職員の不正使用の存在が確認された場合の関係部署との協議及び措置に関すること。

(理事会等への報告)

第16条 最高管理責任者は、研究者及び職員に不正使用があったと認められる場合は、その原因となった制度、運用体制、再発防止のための実施すべき是正措置について管理委員会から報告を受け、それを理事会等へ報告する。

(不正防止計画推進部署)

第17条 不正防止計画推進部署を以下のとおりとする。

- 2 不正防止計画推進部署の責任者を事務局長とし、総務部、財務部、管理部、学務部、通信教育・生涯学習事務局及び図書館事務部で構成する。
- 3 不正防止計画推進部署は、管理委員会から委譲された権限の下、関係部局と協力して研究費の取扱いルールの特明確化及び統一化を図り、統括管理責任者とともに不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動等の実施計画を策定及び実施し、実施状況を確認する。また、関係者の意

識向上に努める。

- 4 不正防止計画推進部署は、不正防止計画の策定に際し監事及び内部監査室と連携を取る。

第4章 通報及び調査

(通報窓口の設置)

第18条 不正使用に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）として内部監査室内に学内窓口、第三者機関に学外窓口を置く。

- 2 窓口は、通報等を受け付けた場合は、理事長に速やかに当該通報等の内容を報告する。

- 3 報告を受けた理事長は、速やかに最高管理責任者へ通知する。

(不正使用に係る調査)

第19条 不正使用の調査は、予備調査及び本調査並びに再調査とする。

(予備調査)

第20条 通報等の通知を受けた後、最高管理責任者は、管理委員会を招集し、管理委員会において予備調査が必要と判断する場合は、関連する部局長に、速やかに予備調査を実施するよう指示する。

- 2 関連する部局長は、管理委員会から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報等の信憑性について調査し、その結果を管理委員会に報告する。

- 3 管理委員会は、前項の報告に基づき本調査の可否を判断し、最高管理責任者に報告する。

- 4 最高管理責任者は、管理委員会から受けた結果の概要を通報者及び調査対象者に書面により通知するとともに、通報等の受付から30日以内に当該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第21条 最高管理責任者は、前条第3項において本調査の実施が決定されたときは、調査委員会を設置し、速やかに調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括管理責任者（調査委員長となる。）

(2) コンプライアンス推進責任者のうち最高管理責任者が指名する者

(3) 総務部長、財務部長、管理部長、学務部長、通信教育・生涯学習事務部長より最高管理責任者が指名する者

(4) 本学並びに通報者及び調査対象者と直接利害を有しない弁護士並びに公認会計士等の第三者から統括管理責任者が委嘱する者 若干名

(5) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

- 3 調査委員会は、調査委員長が招集し、議長となる。

- 4 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 5 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上により決する。

(本調査の任務)

第22条 調査委員会は、不正使用の有無並びに不正使用の内容並びに関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について調査する。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は配分機関に報告又は協議する。

- 3 調査委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

- 4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

- 5 調査委員会は、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

- 6 調査対象者は、調査委員会による事実の究明に協力し、虚偽の申告をしてはならない。

(審理及び裁定)

第23条 調査委員会は、不正使用の有無並びに不正使用の内容並びに関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について審理し裁定を行う。

- 2 裁定を行うに当たっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 3 調査委員会は、不正使用の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 懲戒事由等に該当する可能性のある場合、最高管理責任者への報告

(2) 教育研究活動の停止措置等に関する最高管理責任者への勧告

(3) 研究費の使用停止・返還措置等に関する最高管理責任者への勧告

(4) 定期的な報告の義務付け等調査委員会による継続的な指導

(5) その他不正使用の排除のために必要な措置

4 前項の場合、最高管理責任者は、直ちに必要な措置をとることができる。

5 調査委員会は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、裁定対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(本調査の結果)

第24条 調査委員会は、本調査が終結したときは、報告書を作成し、最高管理責任者に提出する。ただし、研究費の不正使用の事実があると認定するためには、全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 最高管理責任者は、本調査の結果を通報者及び調査対象者に書面により通知する。

(不服申し立て)

第25条 研究費の不正使用の事実があると認定された調査対象者は、前条第2項の通知の日から7日以内に、最高管理責任者に対し書面により不服申し立てをすることができる。ただし、この期間内に不服申し立てをすることができない理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して7日以内に不服申し立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、不服申し立てがなされた場合、その趣旨・理由等を勘案し、再調査が必要であると判断した場合は、速やかに再調査を開始する。

3 再調査にあたっては、第21条から第24条の規定を準用する。

4 再調査の結果に対しては、不服を申し立てることができない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第26条 最高管理責任者は、配分機関に対して原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を報告する。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告する。

3 前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進行状況を報告し、又は中間報告を提出する。

4 前3項のほか、配分機関から求められたときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

5 最高管理責任者は、前1項による報告の結果、配分機関から不正使用に係る研究費の返還命令を受けたときは、調査対象者に該当額を返還させる。

(懲戒)

第27条 最高管理責任者は、第24条による調査結果を理事長に報告する。

2 理事長は、前項の報告に基づき、不正使用の事実があると認定された対象者に対し、懲戒を加えることができる。

3 懲戒は、別に定める研究不正に対する懲戒処分に関する規則による。

4 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずる。

(公表)

第28条 不正使用に関する公表は、最高管理責任者が行う。

2 不正使用の事実があると認定した場合において、当該不正使用が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正使用を行った者の氏名、不正使用の内容その他必要な事項を公表する。

3 不正使用が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に該当事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われていなかったこと、その他必要な事項を公表する。

4 通報が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該通報者の氏名その他の必要な事項を公表する。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第29条 この規程に基づき、不正使用に関する対応、その他の手続に関与した委員及び関係する事務

局職員（以下「手続関係者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止）

第30条 手続関係者は、調査対象者の名誉、プライバシーの保護及びその他人権を尊重するよう、配慮しなければならない。

2 通報等に基づく調査の実施に当たり、通報者等の秘密を守るため、当該通報者等が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

3 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

（関連資料の保管）

第31条 事務局は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用に係る調査の記録及び関係資料について、文書規程の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、通報者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管・保存しなければならない。

第6章 内部監査体制

（内部監査）

第32条 本学における公的資金研究費の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、学校法人日本女子大学内部監査規程及び日本女子大学公的資金研究費内部監査規程により、内部監査室において内部監査を実施し、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかを確認する。

2 内部監査室長は、監査の結果を遅滞なく理事長及び学長に報告する。

3 内部監査室は、監事及び監査法人との連携を強化し、公的資金研究費の適正な運営・管理の強化に努めなければならない。

第7章 雑則

（改廃）

第33条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

（施行日）

1 この規程は、平成19年7月10日から施行する。

（見直し）

2 この規程について施行状況等を勘案し、必要がある場合には見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（対象の明確化及び事務組織改編に伴う改正）

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則（責任体系の明確化等に伴う改正）

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則（内部監査に関する規定の変更に伴う改正）

この規程は、平成25年8月1日から改正施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）改正に伴う改正）

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則（事務組織変更及び研究費配分対象者の追加に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（事務分掌変更に伴う改正）

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）改正に伴う改正）

正)

この規程は、2021年10月1日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（研究不正に対する懲戒処分に関する規則改正に伴う改正）

この規程は、2023年3月1日から施行する。

附 則（学部改編に伴う改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（学部改編及び審理及び裁定に関する見直しに伴う改正）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則（組織改編に伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。